

出席停止感染症一覧表

令和6年度改訂
南風小学校



<第1種学校感染症>

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、	治癒するまで

<第2種学校感染症>

病名	出席停止期間
インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
★新型コロナウイルス感染症 （R5.5/8追加）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

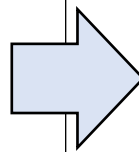
<第3種学校感染症>

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症	病状により感染のおそれがないと診断されるまで

<その他の感染症>（第3の感染症として扱う場合もある）

※その他の感染症として出席停止の指示をするかどうかは、感染性の種類や各地域、学校における感染症・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではない。次の感染症は子どもの時に多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部である¹⁾。

- ・感染症胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・手足口病・ヘルパンギーナ・ウイルス性肝炎
- ・ヒトメタニューモウイルス など（抜粋しています）



「出席停止」扱い

病院にかかった際に、いつから登校して良いか必ず確認してもらおう！



参考引用文献1) 学校において予防すべき感染症の解説 (H30 日本学校保健会)

2) 学校保健安全法施行規則 第18、19条

3) 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知) (R5.4/28 文科省)